

## 警察庁訓令第1号

国家公安委員会審査請求手続細則を次のように定める。

平成28年2月12日

警察庁長官 金高 雅仁

### 国家公安委員会審査請求手続細則

(審理官の候補者の選定)

第1条 審査請求に係る事件に関する事務を主管する課（課に準ずるものを含む。以下同じ。）（以下「主管課」という。）の長は、国家公安委員会審査請求手続規則（平成28年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）第3条第1項の規定による審理官の指名の必要があると認めるときは、当該審理官の候補者を選定し、その者の氏名、役職名、主たる業務の内容その他審理官の指名に当たって参考となる事項を記載し、又は記録した名簿を作成して、警察庁長官に提出するものとする。

2 主管課の長は、前項の規定により2人以上の審理官の候補者を選定する場合には、そのうち1人を、2人以上の審理官が行う事務を総括する審理官（以下「総括審理官」という。）の候補者として選定するものとする。

3 審理官の候補者（前項の規定により総括審理官の候補者を選定する場合にあっては、当該総括審理官の候補者）の選定は、原則として国家公務員法（昭和22年法律第120号）第34条第1項第7号に規定する管理職員のうちから行わなければならない。

4 主管課の長は、当該課の職員に審理官の候補者として適当と認める者がいないときその他迅速かつ公正な審理の実現のため必要があると認めるときは、他の課の長に対し当該課の職員が審理官の候補者となることの承諾を求め、又は長官官房参事官に対し審理官の候補者となることの承諾を求めることができる。

5 第1項の規定により警察庁長官に提出する名簿は、長官官房人事課長を經由して提出しなければならない。

(決裁)

第2条 審査庁（行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に規定する審査庁としての国家公安委員会をいう。）が行う審理に関する事務については、審理官（規則第3条第2項の規定により総括審理官が指定された

場合にあつては、当該総括審理官) は、専決することができる。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。